

(別紙3)

三重県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

	活動項目	取組	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（附帯施設）の更新等	
	用排水施設	67 用排水施設の補修	
		68 用排水施設の更新等	

第2 取組の説明

(1) 実践活動

1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

□水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

□集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□空気弁・仕切り弁等の補修

- ・ パイプライン用各種バルブ及び保護枡等付帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□貯水槽等の補修

- ・ パイプライン用調圧水槽の壁面、水層内機器の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□用排水機場の補修

- ・ 除塵機、各種計測等機器の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□用排水機場遊水池の浚渫

- ・ 遊水池内に経年変化等で堆積した土砂、ゴミ等の浚渫・撤去による対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

□素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新

- ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

□集水枡、分水枡の更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている集水枡、分水枡、枡蓋等の補修不可箇所の新設の対策を行うこと。

□空気弁・仕切り弁等の更新

- ・ パイプライン用各種バルブ及び保護枡等付帯施設の破損箇所や老朽化した補修不可箇所の新設の対策を行うこと。

□スクリーン等の更新

- ・ 水路本線、機場等のスクリーンの破損箇所や老朽化した補修不可箇所の新設及び除塵箇所への設置対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

□農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

☐未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附帯施設

☐側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

☐土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

☐洗堀箇所の補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

☐漏水箇所の補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

☐ため池の浚渫

- ・ ため池内に経年等により堆積した土砂等から、貯水能力が著しく低下している場合や、取水施設等へ影響を及ぼす場合、池干しを行いながら、浚渫により対策を行うこと。

② 附帯施設

☐取水施設の補修

- ・ ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐洪水吐の補修

- ・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐安全施設の補修

- ・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

☐ ゲート、バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

☐ 安全施設の設置

- ・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

4) 農地に関する対象活動

67 用排水施設の補修

① 補修

☐ 暗渠排水（湧水处理含む）の補修

- ・ 暗渠排水管及び被覆材が破損、老朽化している場合、その状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐ 一筆用排水施設の補修

- ・ 一筆用排水管、給水バルブ、角落とし柵等施設が、破損、老朽化している場合、その状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐ 集水渠（オープン）の補修

- ・ 農地保全に影響を及ぼすような集水渠の破損、老朽化している場合、その状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

68 用排水施設の更新等

☐ 暗渠排水（湧水处理含む）の更新

- ・ 暗渠排水管及び被覆材が破損、老朽化した補修不可箇所の更新の対策を行うこと。

☐ 一筆用排水施設の更新

- ・ 一筆用排水管、給水バルブ、角落とし柵等施設が、破損、老朽化した補修不可箇所の更新及び設置の対策を行うこと。

☐ 集水渠（オープン）の更新

- ・ 農地保全に影響を及ぼすような集水渠の破損、老朽化した補修不可箇所の更新の対策を行うこと。